規則

埼玉県児童福 祉審議会規則 \mathcal{O} __ 部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十六号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則 (平成十七年埼玉県規則第九十六号) \mathcal{O} _ 部を次 のよ

うに改正する。

第二条中「十七人」を「二十人」に改める。

第七条第 一項 \mathcal{O} 表中 第二号を第三号と 第一号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 一 号 を 加える。

二 意見聴取

児童福:

祉法第十

_

条第

__

項第二号リに規定する児

童

 \mathcal{O}

意見又

は

意向に関する事項

部

+一条中 及 び第 八 条 カュ 5 前条ま で を \neg 第 八 条 及 び 前 条」 改 \emptyset

だし書中「児 第十二条中 童養護部会」 $\overline{\ }$ 福祉 部 少子政策課」を の下に「及び意見 聴取部会」を加え、 福 祉 部こども政策課」 「福祉部少子政策 改 め、 同条た

咪」を「福祉部こども支援課」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この 規則の施行の 日 から令和 七 年五月二十六日まで \mathcal{O} 間に 委嘱され た委員の 任

期 は、 第三条第一 項 \mathcal{O} 規定 に か か わらず、 司 日までとする。